

國家公務員等に對する退職手当の臨時措置に關する法律
昭和二十五年法律第四百二十二號 附則第五項第一號の
規定の適用について

（閣議決定案）

通商産業省の左記の部局の職員で、行政機關職員定員法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十一號）の施行に伴う定數規程の制定による定員または定數の改廢のため退職する者については標記の規定を適用する。

記

一、本 省

（一）内 部 部 局

大 臣 官 房

（調査統計部を除く）

通商總務局

通商雜貨局

通商機械局

通商化學局

通商鐵鋼局

（二）地方支分部局

通商産業局

二、資 源 廳

貴 族 院

鐵 道 局